

ふるさと納税返礼品の地場産品基準の不適合表示について

1. 事案の概要

令和7年3月18日に長野県須坂市で、株式会社日本グルメ市場（以下「グルメ市場」という）の提供するシャインマスカットの地場産品基準不適合表示の報道があり、翌日（3月19日）に本町で取扱う全ての返礼品を停止しました。

加えて、グルメ市場に対し、町で取扱う返礼品の地場産品基準に不適合がないか照会したところ、3月28日にグルメ市場から提出された回答では、地場産品基準の不適合は見受けられませんでした。しかし、5月21日に和歌山県から依頼のあった、グルメ市場が取扱う返礼品に係る調査の中で、総務省への申請と実態が異なっていたものが、下表のとおり判明しました。

内容	品名
①地場産品基準1号（町内で生産）と申請していたが、県内近隣他自治体で生産されていたもの	・葉付きポンカン ・ゆら早生 ・まりひめ
②地場産品基準1号（町内で生産）と申請していたが、4号（県内近隣自治体と流通構造上、混在する）であったもの	・まりひめ

事案の経過については、別紙をご覧ください。

2. 該当返礼品毎の寄附件数及び寄附金額（令和元年6月1日～令和7年3月19日）

○葉付きポンカン

①寄附件数：6件 寄附金額：90,000円

○ゆら早生

①寄附件数：24件 寄附金額：280,000円

○まりひめ

①寄附件数：1,040件 寄附金額：16,266,000円

②寄附件数：154件 寄附金額：3,080,000円

3. 本事案の原因

町では、毎年数回、全返礼品取扱事業者を対象とした説明会を開催し、制度改正について理解を図ってまいりましたが、グルメ市場に従事する社員まで制度改正の周知徹底が行われていなかったことにより、地場産品基準の遵守がなされないまま、返礼品の取扱いを行っていたことによるものでした。

4. 再発防止策

次の①から④について実施します。

①地場産品基準の再確認を実施

地場産品基準の類型が分かる内容を提出させます。

②提供する返礼品の内容確認を徹底

担当課で返礼品の内容（生産地や在庫数）、地場産品基準の類型等の確認を強化します。

③定期的な事業者説明会への参加

制度改正について、返礼品取扱事業者の代表者だけでなく、返礼品取扱担当者にも参加するよう促します。

④事業者への立入検査の実施

定期的に全返礼品取扱事業者へ立入検査を行い、返礼品の内容を確認します。

本事案を受け、町として上記再発防止策を図るとともに、全返礼品取扱事業者が、ふるさと納税の趣旨と制度を理解し、何よりも、ご支援いただいた寄附者の皆様の期待を裏切らないよう努めてまいります。

事案の経過と当町の対応について

対応日時	内容
R7.3.18	総務省及び農林水産省から、長野県須坂市でグルメ市場の取扱うシャインマスカットの地場産品基準に不適正表示があったと報道。
R7.3.19	上記報道を受け、町は、グルメ市場が取扱っている全返礼品の寄附受付の停止措置を実施。
R7.3.28	町がグルメ市場に対し要求していた返礼品の仕入先一覧が、グルメ市場より提出。 →この時点では、地場産品基準の不適合は見受けられなかった。
R7.5.21	県から町に対し、グルメ市場が取扱う返礼品の産地について調査依頼。
R7.5.27	グルメ市場より、町へ3品目について不適正表示があったとの報告。
R7.5.29	町はグルメ市場に対し、詳細を報告するよう指示。
R7.6.5	町職員がグルメ市場に対し、当該事案について、本社へ赴き、事情聴取を実施。 聴取の内容を踏まえ、速やかに報告書を提出するよう、再度指示。
R7.7.3	グルメ市場が町に対し報告書を提出。
R7.7.22	町は事案の報告書を県に提出。